

第31回 置賜地域福祉有償運送運営協議会 議事録

日時 令和4年5月24日(火) 13時30分から15時00分まで  
場所 長井市役所 市民防災研修室  
出席者 《構成委員》

国土交通省東北運輸局山形運輸支局：加藤専門官  
長井・西置賜地方民児協連絡会：高井理事(代理)  
高島町身体障がい者福祉協会：嶋倉会長  
山形県ハイヤー協会：山家専務理事(代理)  
米沢地区ハイヤー協議会：今村会長  
おきたま福祉有償運送ネットワーク：佐藤代表  
置賜総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課：高橋補佐(代理)  
米沢市健康福祉部：南波主査(代理)  
南陽市福祉課：尾形課長  
高島町福祉こども課：大浦課長  
川西町福祉介護課：平山主査(代理)  
小国町健康福祉課：佐藤室長(代理)  
白鷹町健康福祉課：長岡課長  
飯豊町健康福祉課：伊藤課長  
長井市福祉あんしん課：渡部課長

(22名中15名出席)

《更新登録協議団体》

1 団体：特定非営利活動法人 みなあい

《各市町職員》

米沢市：鈴木主事 高島町：石川主事

《事務局》長井市福祉あんしん課

渡部課長、佐藤主査、長谷川係長、松木主事

《傍聴》運送区域内事業所 9名 一般傍聴者 2名

1. 開会

【事務局】

本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日、進行を務めさせていただきます長井市福祉あんしん課の佐藤と申し上げます。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、お手元の配付資料の確認をお願いいたします。

受付でお渡しした席次とは別に、お席に資料を準備してございます。上から順に、本日のレジメ、次に協議会設置要綱、出席者名簿等を綴じたA4版の資料、それと資料1と2をご準備しております。出席者名簿について、構成員の皆様のお名前や役職等、内容に誤りがありましたらこの場でご指摘いただきますようお願いいたします。

更新登録協議用の資料の中で、旅客名簿の名前、住所など、個人情報に掲載してある部分については一部伏せさせていただいておりますが、協議会終了後のお取り扱いには十分ご注意くださいよう、よろしくお願いいたし

ます。

また、議事録を作成しますので、会議中はＩＣレコーダーで録音させていただきますのであらかじめご了承ください。

なお、運送区域内の各事業所の方、そのほか一般の傍聴者の方もいらっしゃいますので、ご承知おきください。

それでは、これより第３１回置賜地域福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

はじめに、協議会設置要綱第６条第１項により「協議会に会長１人を置き、協議会の事務局を置く市町の所管部署の長が務める。」と規定されておりますので、令和４年度の会長は、長井市福祉あんしん課長寿介護・包括支援センター担当課長の渡部が務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従いまして協議会を進めて参ります。

はじめに、渡部会長よりごあいさつ申し上げます。

## 2. 会長あいさつ

### 【会長】

皆様こんにちは。

本日はお忙しいところを出席いただきまして誠にありがとうございます。

今年度会長を務めさせていただきます長井市福祉あんしん課の渡部と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様には日ごろから福祉有償運送並びに本協議会の運営に関しまして、特段のご理解とご支援を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり本協議会は、道路運送法の規定に基づきまして、置賜地域における福祉有償運送を通じ、地域住民の福祉の向上を図ることを目的に、福祉有償運送の必要性をはじめ、その適正な運営に必要な事項を協議するため設置しております。

皆様には、この趣旨に基づいてご協議いただき、福祉有償運送の適切な制度の運用についてご理解とご協力をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、１団体の更新登録協議を予定しておりますので、ご意見を賜りますようどうかよろしくお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございます。

## 3. 副会長選出

### 【事務局】

続きまして、次第の「３ 副会長選任」でございますが、こちらも要綱第６条第２項により「協議会に副会長１人を置き、会長が協議会に諮って定める。」と規定されておりますので、会長より副会長の推薦をお願いします。

### 【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、私の方から推薦させていただきます。今年度の協議会の副会長につきましては、来年度協議会事務局

となります川西町の福祉介護課長 原田<sup>ともかず</sup>智和 様をお願いしたいと思います。  
皆様、いかがでしょうか。

(賛成)

賛成というご意見をいただきましたので、今年度の副会長は川西町福祉介護課長 原田様をお願いいたします。

【事務局】 それでは、川西町福祉介護課長 原田智和 様にご挨拶をお願いいたします。

【副会長】 川西町福祉介護課課長の 原田智和 と申します。来年度お世話になるかと思いますが、いろいろ勉強させていただきながらというのもございますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

#### 4. 協議

【事務局】 それでは次に、次第の「4 協議」にうつります。

議長につきましては、要綱第7条第1項により「協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。」と規定されておりますので、渡部会長が務めさせていただきます。

なお、本日は、出席者名簿をご覧くださいまして、

- ・南陽市社会福祉協議会 様
- ・米沢市老人クラブ連合会 様
- ・NPO法人山形県腎友会 様
- ・希望が丘地域福祉センター 様
- ・山形県ハイヤー協会置賜支部 様
- ・全国自動車交通労働組合連合会山形地方本部 様
- ・全国交通運輸労働組合総連合山形県支部 様

が欠席となっておりますが、構成員22名中、15名の方にご出席いただいておりますので、要綱第7条第2項に規定する「半数以上の出席」を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、渡部会長お願いします。

##### (1) 福祉有償運送の必要性について

【議長】 要綱の定めにより議長を務めさせていただきます。

はじめに、「4 協議」(1) 福祉有償運送の必要性について、本日の更新登録協議を予定している団体の運送区域に係る自治体よりご説明をお願いいたします。

それでは、団体の所在地である南陽市様より順次説明をお願いいたします。

【各市町】 ≪福祉有償運送の必要性について資料の基づき説明 省略≫

※説明の順番 南陽市 → 米沢市 → 高畠町 → 川西町 → 長井市

【議長】 ただいま、事務局と本日更新協議を行う事業所の運送区域自治体から必要

性についての説明をいただきましたが、皆さんからご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

【山形県  
ハイヤー協会】

それぞれ市町において、山形タクシーやタクシー券等々、既存のタクシーの活用を図っていただいていると認識しております。説明いただいた中で、米沢市と長井市で福祉車両がまだまだ進んでいない、或いは車両不足とありましたが、まだリソース不足なのだと思います。福祉車両導入について自治体が補助を行っている事例なども全国的にございます。市においても導入の補助などで既存のタクシーの活用を更に図っていく。意見として申し上げさせていただきます。ご検討いただきたいと思います。ということでございます。

【議長】

ありがとうございました。

福祉車両導入について、自治体から様々な補助を活用する。そのような事例を勉強しまして検討するというので、それぞれの自治体でも考えていきたいと思えます。

【長井・西置賜  
地方民児協連絡  
会】

①運送という用語と輸送という用語が混在している気がします。違いは何か教えていただければと思います。

【事務局】

事務局でも使い分けを意識しておりませんでした。調べてみますと物を運ぶことを運送、人を運ぶことを輸送としておりますので、一般的に介護者や要介護者、障がい者の方をお運びするのは輸送と表現するのが正しいかと思われれます。「人を移し運ぶところを輸送と呼ぶ」となっておりますので、協議会では輸送と表現を統一させていただくということによろしいでしょうか。

【議長】

言葉の使い方についてですが、加藤専門官様いかがですか。

【運輸支局】

私どもでは人を運ぶという輸送監査部門でもありますし、輸送という形では話しておるところでございますが、運送では駄目なのかについてはすぐに答えられないので、追ってご確認いただければと思います。

【議長】

ありがとうございました。

言葉の使い方につきまして、こちらでもお調べいたしまして皆様にお返事差し上げるということによろしいでしょうか。

よろしくお願いいたします。

(2) 更新登録

特定非営利活動法人 みなあい (資料2)

【議長】

それでは、次の「(2) 更新登録」にうつります。

はじめに、更新登録協議について、事務局より説明を申し上げます。

【事務局】

「特定非営利活動法人 みなあい」様につきまして、登録有効期限が令和4年7月15日であることから更新登録協議をお願いするものです。

「輸送形態」はドア・ツー・ドアによる個別輸送で、運送区域は南陽市、米沢市、川西町、高畠町、長井市です。

運送しようとする旅客の範囲は、

- イ. 身体障がい者
  - ロ. 精神障がい者
  - ハ. 知的障がい者、
  - ト. その他の障がい者を有する者
- となっております。

【議長】

それでは、資料に基づきまして、事業所様から更新登録内容の説明をお願い



【山形県ハイヤー協会】 運輸支局からご指摘があった前年度からの運送というのは、道路運送法違反状況だったという理解でよろしいのでしょうか。

【運輸支局】 状況をもっと詳細に確認させていただく必要があろうかと思いますが、実際に長井市というのは現行登録されていない運送区域であるということは事前に確認していますので、どのようにされていたのかは追って確認させていただきたいと思います。

【おきたま福祉有償運送ネットワーク代表】 手元に資料がないので正確にお答えできないのですが、記憶が正しければ発着地のどちらかにあれば良いと思うので、例えば養護学校からの輸送だったとすると本来米沢市が入っているので米沢ー長井間でも違反にならないのではと思います。長井から長井であれば違反になりますが、長井から米沢の養護学校の人であれば違反にならないかと思っています。

【議長】 発着の確認含めまして、制度に沿ったものであったかどうか、もし申請がまだということでありましたら、変更申請を早急にしていただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

【米沢市ハイヤー協議会】 あまり法律に詳しくないというような担当の方のお話でしたが、旅客の範囲というのは守れているのか、登録した人だけ乗っているのか、旅客の範囲というのを勉強して間違いなくやっていただきたいというのが一般旅客事業者の考えです。各自治体の方にも旅客の範囲登録する場合に間違いなく一般のタクシーに乗れないのかということを確認して、どうしても有償輸送を使わないとならないんだということを確認した上でやっていただきたいと希望いたします。

【議長】 どうしても福祉有償運送を使う必要があるのか、範囲の確認をしっかりとした上での活用ということで、私ども含めて実施して参りたいと思います。ありがとうございます。

【川西町】 ②要件確認表というのがございまして、使用車両というところに、使用権原というのがございます。ガイドラインの要件の中で運送主体が使用権原を有している。右側は運営主体が使用権限を有していると言葉が違ってきます。左側権原では原という言葉があり、右側の権限では限られるという限を使っているのですが、どちらか教えていただければお願いします。

【議長】 調べまして後程ご報告させていただきます。よろしくお願ひいたします  
その他皆さんから有りましたらお願ひいたします。  
(なし)

他にご意見ご質問がなければ採決にうつらせていただきます。

「特定非営利活動法人 みなあい」様の更新登録について、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

承認多数ですので、本件については承認といたします。ありがとうございます。

### (3) その他

#### 【事務局】

それでは、続きまして協議の「(3) その他」にうつります。なにか協議が必要な事項はございますか。

(なし)

ないようですので、これにて協議を終了いたします。スムーズな進行にご協力いただきありがとうございました。

### 5. その他

#### 【事務局】

続きまして、次第の「5 その他」について、構成員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

(なし)

事務局より2点ほどご連絡させていただきます。

1点目は、申請団体の更新手続きについてです。本日の運営協議会におきまして、申請のあった更新登録協議について承認をいただきましたので、後日運営協議会で協議が整ったことを証する書類を申請団体様へ送付いたします。山形運輸支局様への本申請をする際には、この原本を必ず添付いただきますようお願いいたします。

また、更新登録は有効期間満了前の2カ月前から受付が行われていますが、登録の標準処理期間は1カ月となっておりますので、あらかじめ山形運輸支局様と日程を調整する等して、余裕をもって準備を進めていただければと思います。よろしくようお願いいたします。

2点目は、本日の会議の議事録のホームページ公開についてです。本日の運営協議会に係る議事録につきましては、後日皆様に送付させていただくほか、本市のホームページにて公開させていただきますのでご承知おきください。また、質問事項を何点か受けておりますので回答も併せて送付させていただきますので、よろしくようお願いいたします。以上で事務局からの連絡をおわります。

### 6. 閉会

#### 【事務局】

長時間に渡り慎重なご協議をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第31回置賜地域福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。お気を付けてお帰りください。

## ご指摘いただいた件についての事務局回答

### ① 運送と輸送の違いについて

県福祉推進課に確認したところ、根拠法となる「道路運送法」及びその他の規則等においても運送と輸送が混在しており、表現としてどちらが誤りということではなく、明確な線引きは無いとの回答をいただいております。以上のことからどちらを使用していただいても差し支えないと判断します。

### ② 権限と権原の違いについて

一般的に「権限」は権利を有しているか、権利を行使する範囲内であるかを指すものであり、「権原」はある特定の行為に対する法律上の原因や法的根拠を指すものと言われております。

今回ご指摘いただいた要件確認票は運営協議会事務局が作成した文書であり、上記の内容を踏まえますと「権限」を使用するのが適当と考えられます。

要件確認票については事務局で修正させていただきます。

以上、ご不明な点がございましたら事務局までお問合せください。